

地域人権みんなの会 2024年度総会 (議事録概要)

6月14日、出席48人(会場20人、ZOOM5人、委任状23人)で総会を開催しました。

【第1号議案】2023年度事業活動報告に関する件
議案書において、2024年4月1日現在の会員数は個人会員56人、団体会員6団体であることや、あなたとともに考える人権学習集会、小規模多機能型居宅介護事業所運営等が報告された。また、理事会は年5回開催。本部事務局会議は毎月第一月曜日に開催してきたこと、他に3つの事業所管理者と中島純男会長による管理者会議の開催や、3つの事業所のケアマネージャーとななくさ・住宅俊乃さん、顧問の池田トモ子さんの5人会議を開催していることが報告された。

【第2号議案】決算、監査報告に関する件
中島純男会長から2023年度特定非営利活動に係る事業会計収支計算書、貸借対照表、財産目録の各項目が読み上げられ、詳細に伝えられた。藤澤末博監事から2023年度監査報告が行われ、審議の結果、全員一致で承認された。

【第3号議案】2024年度事業計画・案に関する件
中島純男会長から2024年4月21日、NPO法人地

域人権みんなの会岡山県人権連、一般財団法人岡山県民主教育研究会の三団体で「岡山県地域人権ネットワーク」を結成したことが報告された。続いて、基本的人権、日本国憲法、「地域人権」にかかわる学習活動をひろめ理論的発展をめざすこと。また、県民・市民の人権にかかわる諸要求の実現をはかる運動や人権伸長の政策づくりをめざすこと、この2つを柱として位置づけ、新たな挑戦を展開することが確認されました。

2024年度は「岡山県地域人権ネットワーク」のとりくみで学習会などへの積極的参加、「岡山県地域人権ネットワーク」と協力して中・長期目標を設定することや、その方向性を議論する会議設定などが提起されました。

【第4号議案】2024年度予算に関する件
2024年度予算(案)について提案され、あわせて2024年度の新たな借入れの最高限度額は3,000万円とすることが提案された。審議の結果、全員一致で承認された。

討論では、みんなの家の3人の管理者さんから事業所活動の報告がされました。・・・以下・・・

みんなの家ななくさ (住宅俊乃さん報告の概要)

利用当初は、自転車で買い物に出かけていくことを楽しんでいてNさん。ある時期を境に、その道中で立ち往生してしまうことが多くなり、警察、救急車のお世話になりましたが、全て拒否されて事業所での対応なら受けてもらえたことが何度かありました。認知症症状の進行から、一人での外出制限をせざるを得なくなり、自宅での暮らしぶりも急激に変化がみられるようになってきました。Nさんの日常の変化にしっかり目を向けて、その変化は「何を訴えかけているのか?」「Nさんの生き立ちや今までの生活感から導き出される声なき声とは?」などを職員で協議しながら、環境や生活リズムを「変化」に合わせてご支援してきました。

自転車に乗れなくなってから約3年。毎日「ななくさ」をご利用中です。Nさんの一日の始まりは、7時半に朝食を届けることから始まります。「待ってよ。」と、時に玄関の扉から顔をのぞかせています。お部屋の様子は日によって様々です。「おはよー」と元気よく出てこられたらと思うと、服を着ていなかったり、奥の方で声が聞こえるので行ってみると、ズボンの片足に両足をつこんで動けなくなっていることもありました。夜間に一生懸命片付けをされようとしたのか、床一面に家財道具が散らばっていたり、汚物の処理が上手くできなかったのか、床や寝具が汚されていたりすることがあります。またある時は、二階の押し入れの中で眠っていたり、またある時は、声をかけても返事がなく、寝室の窓が開いているので外を見てみると、庭に座り込んでいることもありました。陶器やガラス製品等を割っていることもあったので、危険な物は場所を移しました。昼食前にお迎えに行かせていただき、入浴日には大好きなお風呂

に入ってください。午後はベッドで少し仮眠をとり、調子が良い日はレクリエーションにも参加されます。その後夕食を食べて自宅へ送らせていただきます。これがNさんの毎日のサイクルです。

今年 91 歳。ゆったりと症状は進んでいるものの、認知症等の服薬はおろか、発熱時以外の薬は一切飲んでいません。まさに、自然なかたちで在宅生活をおくっています。家族の思いは「父の意向に添って家で暮らせていけるのであれば、仮になにが起こったとしても父の運命です」「この先を考えて施設の申し込みはしますが、ななくささんに迷惑が掛からなければこのままでいたい。ななくささんが施設を作ってくれるのが一番嬉しいです」とのお話をいただいています。

認知症症状が徐々に進行して危険度も高いと心配はしていますが、本人は住み慣れた家で暮らすことを望んでいます。「ななくさ」としては、変化に合わせての支援変更を行い可能な限り自宅で暮らせていけるようにNさんと共に歩んでいきたいと思えます。

「ななくさ」は今年で開設から 18 年を迎えます。たくさんの方と出会いました。身寄りがいない方、介護放棄に近い状態な方などさまざまでした。「ななくさ」から施設や医療機関へ移っていかれる別れもありました。ある利用者さんが緩和ケア入院中に「ななくさに帰りたい」と言われたことに胸を打たれ、医療体制が出来た後「ななくさ」に帰り、3 日間ではありましたが、本人の思いを叶えることができたことがありました。そういった意味では、なじみのある一番の理解者として「ななくさ」が近くに寄り添い、希望にこたえるご支援に繋げていく取り組みこそが、理念に基づくホーム作りだと思っています。

人生の最後まで、住み慣れた地域と馴染みの人々と繋がりながら、生活が継続できる仕組み作りの中で「ななくさ」が一翼を担う将来展望を現実のものにするために皆様のご協力をお願いいたします。

みんなの家だんだん（佐々木由巳子さん報告の概要）

令和 5(2023)年 10 月 6 日から利用されているKさん(74 歳)男性の事例報告です。要支援 1 の方です。2019 年 12 月亜急性心筋梗塞で入院。翌年 1 月退院されたが呼吸困難で即日再入院。パートナーも入院されていたため、退院後は家賃も滞納、水道・電気・ガスも止められていました。金銭管理が難しくなり、2020 年から社協の自立支援事業を利用し独居生活をしておられます。

2023 年 5 月に自宅で転倒、腰椎圧迫骨折にて入院。入院中に介護認定の申請をし、6 月に退院しました。要支援 1 の認定が出たものの介護保険のサービス利用はせず生活しておられたが自宅が急な坂の途中にあり移動困難のため買い物や通院支援ができないでしようかと、地域包括支援センターから問い合わせがありました。

相談後、自宅に訪問しましたが、玄関から家の中までゴミであふれておりとても家の中に入れる状態ではなく、入浴はたまに銭湯に行き洗濯はクリーニングに出し、今日の食料もない、病院にもしばらく行ってない、移動は徒歩かタクシーを使っているとのことでした。結局家の中にも入れてもらえず、事業所に案内してKさんと話しをし、日常生活支援、健康管理等の支援をさせて頂くということで利用開始となりました。車を所有しているが車検も切れてバッテリーも上がっていて近所の空き地に放置している事、自転車も壊れていて動かないという状態でした。

支援内容は、週 2 回の来所(10 時~15 時)・・・バイタルチェック・服薬管理・入浴・昼食・レクリエーション参加・夕弁当等提供、週 5 日訪問・・・バイタルチェック・服薬・昼弁当と夕弁当を提供
月 1 回のパートナーと面会・社協の方との面談に同行、定期受診と体調に応じての受診(皮膚科等)、そして買い物支援など、お一人ではコミュニケーションが取りにくく職員が同行しています。

住環境の整理には、車の処分、家のごみ問題、皮膚病への対応、この課題にスタッフが力を合わせて取り組みました。

最近は職員や利用者さんともコミュニケーションが取れだし、笑顔も多くみられるようになりました。定期的な受診・入浴や毎日の服薬、食事で体調も安定し元気に過ごしておられます。でも、まだまだKさんの方から話しかけて下さることが少ないのでもっとKさんの声が聴けるよう寄り添いながら信頼関係を深めていきたいと思えます。

そして、ご自分で生活はできるものの、掃除ができない・食事が作れない・医療費がかかるため受診も行かない等困っている高齢者の方々は他にも大勢おられると思います。どこに相談したらいいのか、何をすればいいのか等に関しても行政からの働きかけもなく何もかも自分でしないといけない中で、ご近所の方や地域の方々からの声は非常に重要な情報源になっています。そういうことも日ごろから意識して私たち事業所も地域との関りを大切にしながら利用者さんに安心して生活していただけるよう支援していかなくてはならないと改めて思っております。

【短信、タンシン、たんしん】

岡山県人権政策審議会の公開・傍聴が実現

岡山県の人権・男女共同参画課のホームページに、今年2月8日に開催された第55回岡山県人権政策審議会の議事概要と資料が今までになく詳しく掲載されています。昨年10月に県人権連や民主諸団体が一緒に、県民の人権と福祉の確立と県民要求実現をめざして岡山県と話し合いを行いました。

その内容、「人権政策審議会」と「県民意識調査」についての問答の一部が審議会委員さんたちへの配布資料になっています。

岡山県人権政策推進指針は5年ごとに改定されていきます。その審議が「人権政策審議会」で行われます。審議会発足当時の1998（平成10）年に非公開と決め今日まで26年間そのまま続いていました。その「審議会」の公開と傍聴を求めました。話し合いののち県民生活部内で検討され、今回の審議会で県当局から審議会は原則公開としたいと提案、審議会としても承認されました。県民の知る権利、人権課題を県民的にとらえるうえで大きな前進です。

県民意識調査が今年8月に予定されていますが、誘導的な設問とか伝聞から判断しがちになる設問にならないよう県人権連から提起していました。そのことも審議会でも取り上げられ、審議会でも積極的な意見が交わされました。結果として、誘導的な質問にならないように、「あなたが、最近（現在）、直接、体験したことや、身の回りで見聞きした」ことに対する設問となる予定です。

共生、共生社会という概念は

「共生社会」という言葉に、強いものが寛容の精神で弱いものを受け入れてやる、というイメージつきまとい、釈然としません。最近、「認知症の人と家族の会」の機関誌を読んで、今年1月から施行された認知症基本法の法律名が「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」だと知りました。法の2条で共生社会を「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互の人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会」としています。

岡山県人権政策推進指針では基本理念として「すべての県民が、社会の一員としてお互いに尊重し支えあいながら、共に生活する「共生社会おかやま」の実現」とうたっています。どちらも同語反復、これではその理念が理解できないし説明できないと思います。

それで、かつて県社会保障推進審議会の学習会で話された佛教大学の岡崎祐司さんの話を思い起こして、日本学術会議の「アジア・太平洋地域における平和と共生特別委員会」なる文書を探してみました。

・・・以下、その一部分ですがご参考に・・・

今、ここで本委員会がその審議を通じて到達した「共生」理念の位置づけ並びに定義をまとめておけば次のようになる。

①「共生」概念は単なる欧米の言葉の訳語ではなく、むしろ欧米の生物学とわが国の仏教(とりわけ浄土宗)という二つの語源的ルーツとさまじまの社会的ルーツをもった現代日本語である。

②わが国の辞典類にみられる「共生」を欧米の生物学における symbiosis の訳語とみなす解説は正しくない。現在わが国で受け入れられてきている「共生」(共に生きる)という理念は、symbiosis が意味する2者間の(bilateral)閉鎖的関係を指すのではなく、むしろ多者間の(multilateral)開かれた関係を意味する。symbiosisではなく、近年の生態学における「生物共生圏(symbiosphere)」の概念の方が、日本語としての「共生」に近いと言える。

③さらに「共生」は、欧米の政治思想史のキーワードである「寛容」(tolerance)とも異なる。「寛容」が自己と異質なものと共存をいわば消極的に承認するのに対して、「共生」は、自己と異なるものの存在を、自己自身にとっても新たな発展の糧となりうるものとして位置づけるという意味で、いわば積極的共存の哲学である。

「共生」を、そのような意味づけを付してアジアや日本から発信しようとする試みは、ユネスコ・レベルでも見られはじめている。この方向で考える場合、「共生」の英語訳は living together が最もふさわしいのではないだろうか。

④積極的共存の哲学としての「共生」は、当然、現代社会において失われつつある人間同士の生き生きとした交流関係(Conviviality)の復活をめざすものである。この意味で「競争」と「共生」の関係のあり方を教育哲学並びに社会哲学的に深めることが、今後の重要な課題となろう。

岡山県人権教育推進委員会の様子

昨年8月に開催された岡山県人権教育推進委員会54回会議の議事録が今、ホームページで公開されています。「岡山県人権教育研究協議会」、かつての県同教ですが、その組織の役員の方が委員になられていて発言されているようです。

「同和問題の視点も変わってきており、今までの「なぜ、差別されるのか」という視点の同和教育から、2000年代前からは「なぜ、差別しなかったのか」という視点も加えていくべきであり、そうした差別をしなかった人々のロールモデルを学ぶことが差別をなくすことにつながるのではないか。」という、聞きなれない論説の発言をされているようです。「県同和教育基本方針」は廃止されてひさしいのですが、その意義が理解されていない教育関係者の方たちがおられて、私たちからのアプローチが必要かもしれません。

また、共生にかかわって、別の委員の方は「共生とは許容することではないかと考えており、許容することが大切である」と発言されています。「共生」は、自己と異なるものの存在を自己自身にとっても新たな発展の糧となりうるものとして位置づけることを大事にする積極的共存の哲学、というとらえ方はこの論議では見えてきません。

介護保険報酬改定は大問題、利用者とケアする人たちの保障を求めて

「ケア労働者」が将来にわたって働き続けられることは今後の福祉・介護・医療の分野の大きな課題となっています。2024年介護報酬の改定が行われ、介護報酬の改定率を+1.59%としました。介護報酬の底上げを粘り強く求めてきた広範な世論を一定反映したと言えます。しかし、たったそれだけでは間尺に合いません。

また、在宅介護に欠かせない訪問介護などは基本報酬が引き下げられました。効率を優先する大手の介護企業が利益率を引き上げている中で、一軒一軒在宅を回って要介護者の日常生活を支えている小さな事業所は今でさえ赤字続き。報酬引き下げでは立ち行かないではないか、大勢の関係者が怒りをあらわにしました。

利用者さんや働く人たちが訪問介護費の引き下げ撤回の声を上げてきました。衆院厚生労働委員会は6月5日、「介護障害福祉事業者の処遇改善に関する決議」を全会一致で議決。決議は、介護・障害福祉従事者は「重要な職責を担っている」と指摘。報酬改定などの影響について介護事業者等の意見も聞き、速やかで十分な「検証」を行うとしています。また、賃金などの処遇改善に資する施策を検討し、「必要な措置を講ずるべき」だと政府に求めています。

将来にわたって介護保障を充実させていくためにも、この決議を実質のものにするためにもっともっと声を上げ続けなくてはと思います。

みんなの家の今期の経営状況

ななくさ	毎月収入予算 650 万円。収入実績、4月 804 万円、5月 765 万円、6月 830 万円、合わせて 2400 万円、予算比 123.0%、前年比 127.6%。月平均 800 万円、前々年度 668 万円、前年度 693 万円。職員給与、今年 4月 351 万円、5月 340 万円、6月 339 万円、前年比 105.3%。6月賞与 177 万円、前年比 98.0%。3か月営業利益 767 万円の前年比 241.1%。7月の収入実績は 775 万円の予定。
かるかも	毎月収入予算 470 万円。収入実績、4月 428 万円、5月 463 万円、6月 520 万円、合わせて 1412 万円、予算比 100.1%、前年比 102.1%。月平均 470 万円、前々年度 416 万円、前今年度 443 万円。職員給与、今年 4月 267 万円、5月 258 万円、6月 262 万円。前年比 103.8%。賞与 116 万円、前年比 103.1%。3か月営業利益、107 万円の前年比 117.9%。7月の収入実績 534 万円の予定。
だんだん	毎月収入予算 650 万円。収入実績、4月 655 万円、5月 632 万円、6月 673 万円、合わせて 1961 万円。予算比 100.5%、前年比 95.8%。月平均 653 万円、前々年度は 657 万円、前年度 667 万円。職員給与、今年 4月 382 万円、5月 388 万円、6月 398 万円。前年比 112.9%。6月賞与 243 万円、前年比 127.1%。3か月営業利益、106 万円。前年比 117.9%。7月の収入実績は 668 万円の予定。
全体	毎月収入予算は 1770 万円。収入実績、4月 1889 万円、5月 1861 万円、6月 2024 万円、合わせて 5774 万円。予算比、108.7%、前年比 108.7%。月平均 1 9 2 4 万円、前々年 1742 万円、前年度 1803 万円。職員給与、4月は 1001 万円、5月 987 万円、6月 1000 万円、前年比 107.7%、月平均 996 万円、21 年度月平均 841 万円。22 年度 901 万円。23 年度 956 万円。賞与 536 万円、前年比 110.7%。3か月営業利益、981 万円、前年比 128.6%。7月の収入実績は 1977 万円の予定。(そのうち、226 万円は処遇改善加算金額)